

1. 憲 法

試験時間 13:00～13:50 (50分)

《注意事項》

1. 試験時間中の途中退出、問題冊子の持ち帰り、解答用紙の回収

各科目の試験開始から30分経過後、終了5分前までの間に限り、解答が終了した場合は途中退出を認めます。解答用紙を提出して退出したときは再入室を認めません。ただし、トイレ・急病等、やむをえない事情で退席される場合は、挙手をして試験監督員の誘導を受けて、一時退出をしてください。

途中退出の場合も含め、試験終了後は、問題冊子はお持ち帰りください(解答用紙は回収します)。

2. 筆記用具等

解答用紙へのマークは、HBまたはBの黒鉛筆を使用してください。その他の筆記具(HB・B以外、シャープペンシル等)を使用した場合、採点装置で読みとることができず、無効と判断されることがあります。

試験時間中、机の上に置いておけるものは、受験票、学生証、鉛筆、メモ用のシャープペンシル、消しゴム、手動の鉛筆削り、時計(計時機能だけのもの)、眼鏡、衛生用品だけです。その他の物(六法、筆箱、眼鏡ケース等)はカバン等に入れてください。

マーカー、定規、ボールペン、耳せん、ストップウォッチ等の補助具は使用できません。また、携帯電話等の通信機器は必ず電源を切って、カバン等にしまってください。

3. 解答方法

- ・問題は、正誤問題20問と五肢択一問題10問、合計30問あります。
- ・記載されている試験科目と問題番号、解答欄をよく確認のうえ、マークしてください。
- ・各問題につき1つのみマークしてください(2つ以上マークすると無効になります)。
- ・誤ってマークした場合は、跡が残らないようにきれいに消しゴムで消してください。
- ・機械で採点しますので、解答用紙は折り曲げたり汚したりしないでください。
- ・問題冊子の印刷不鮮明、落丁・乱丁があった場合は監督者に知らせてください。
- ・問題冊子の余白等は適宜利用して構いませんが、どのページも切り離してはいけません。
- ・試験開始の指示があるまで、問題冊子を開いてはいけません。
- ・自己採点をする場合は、問題冊子に自身の解答を記録しておいてください。

4. その他

以下の行為があった場合、「失格」とし、その時点以降の受験をお断りします。また、すでに受験した部分についても無効とし、採点は行いません。

- ①試験中に、他人に援助を与えたり、他人から援助を受けたりした場合
- ②他人に代わって試験を受けた場合
- ③他人に対する迷惑行為を行った場合
- ④試験終了の合図があったにもかかわらず鉛筆を置かない等、試験監督員の指示に従わなかった場合
- ⑤その他、不正行為を行った場合

* 正解および問題の解説は、本日中(20時頃まで)に公表します。法科大学院協会のウェブサイト(<http://www.lskyokai.jp/>)のメニューから「共通到達度確認試験について」を開き、詳細はこちらをクリックして検索してください。

問題 1～20 [配点：各 1 点]

以下の問題について、それぞれ内容が正しい場合には 1を、誤っている場合には 2を選びなさい。

問題 1

権力分立原理は、時代や国によってそのあり方を異にし、権力分立原理を各国家機関の地位や権限を同格・対等にするることであると理解するならば、この原理は裁判所による違憲審査権を肯定する根拠とはなりえない。

問題 2

日本国憲法は、その前文で、主権を有する国民がこの憲法を確定した旨を定めているが、形式的には、欽定憲法である明治憲法が定める憲法改正手続に則って制定された。

問題 3

皇室の活動に要する内廷費・宮廷費・皇族費は、すべて予算に計上して国会の議決を経なければならない。

問題 4

最高裁判所の判例によれば、憲法 9 条は、戦争の放棄と戦力の保持の禁止を定め、その趣旨を徹底するため、日本国の自衛権をも否定しているが、これによって生じる日本の防衛力の不足を補うために他国に安全保障を求めることを、何ら禁ずるものではない。

問題 5

憲法は明文で勤労の義務を定めているが、勤労を法的に強制することまではできない。

問題 6

最高裁判所の判例によれば、旧優生保護法において一定の疾病・障害を有する者に対して強制的な不妊手術等を実施する旨を定めた立法目的は、もっぱら優生上の見地から同じ疾病・障害を有する子孫が出生することを防止することにある、と解されるが、立法当時の社会状況をいかに勘案したとしても、このような立法目的が正当であるとは認められない。

問題 7

最高裁判所の判例によれば、公立高等学校の教諭に対し、卒業式において、国歌斉唱の際の起立斉唱行為を命じる校長の職務命令は、その教諭個人の歴史観ないし世界観に由来する行動（敬意の表明の拒否）と異なる外部的行為（敬意の表明の要素を含む行為）を求めるものである場合には、個人の思想および良心の自由を直接制約するものと認められる。

問題 8

最高裁判所の判例によれば、地方自治法 244 条にいう「公の施設」として集会の用に供する施設が設置されている場合、当該施設の住民の利用を、施設の設置条例中の「公の秩序をみだすおそれがある場合」に該当するという理由で管理者が拒否できるのは、公の秩序をみだすおそれが生ずる蓋然性があり、かつ、警察の警備等によってもなお公の秩序をみだすおそれを防止することができない場合に限られる。

〔参照条文〕 地方自治法

（公の施設）

第 244 条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2・3（略）

問題 9

最高裁判所の判例によれば、大学の自治は、特に研究教育の内容、方法に関して認められるとともに、大学の施設と学生の管理についてもある程度認められるが、大学の教授その他の研究者の人事に関しては認められない。

問題 10

最高裁判所の判例によれば、市営住宅の入居者が暴力団員だと判明した場合に市長が当該住宅の明渡しを請求できる旨を定める条例の規定は、居住の自由を保障する憲法 22 条 1 項に反しない。

問題 11

最高裁判所の判例によれば、国民年金事業における無拠出制の年金給付の実現は、同事業の財政および国の財政事情に左右されるところが大きいことなどから、立法府は、保険方式を基本とする国民年金制度において補完的に無拠出制の年金を設けるかどうか、その受給権者の範囲、支給要件等をどうするか決定について、拠出制の年金の場合と比べて、さらに広範な裁量を有している。

問題 12

最高裁判所の判例によれば、憲法 26 条の背後には、国民が、人間や市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、子どもは、その学習要求を充足するための教育を自己に施すことを大人に要求する権利を有するとの観念が存在する。

〔参照条文〕 日本国憲法

第 26 条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

問題 13

最高裁判所の判例によれば、労働組合が地方議会議員の選挙にあたり統一候補を決定し組合を挙げて選挙運動を推進している場合において、統一候補以外の組合員が独自に立候補することを明らかにしたときには、組合が、当該組合員に対し、立候補を取りやめることを要求し、これに従わないことを理由に当該組合員を統制違反者として処分しても、違法でない。

問題 14

最高裁判所の判例によれば、政党が党員に対してした処分が一般市民法秩序と直接の関係をもたない内部的な問題にとどまる限り、裁判所の審判権は及ばない。

問題 15

最高裁判所の判例によれば、内閣総理大臣は、閣議にかけて決定した方針が存在する場合に限り、行政各部に対し、その所掌事務について一定の方向で処理するよう指導、助言等の指示を与える権限を有する。

問題 16

最高裁判所の判例によれば、最高裁判所裁判官の国民審査の制度は、その実質において解職の制度であるため、罷免する方がいいか悪いかわからない者の投票を「罷免を可とするものではない」ものとして取り扱ったとしても、その者の意思に反する効果を生じさせるものではない。

問題 17

最高裁判所の判例によれば、裁判員としての職務に従事することは、司法権の行使に対する国民の参加という点で参政権と同様の権限を国民に付与するものである。

問題 18

最高裁判所の判例によれば、市町村が行う国民健康保険は、強制加入とされており、保険料が強制徴収され、賦課徴収の強制の度合いにおいては租税に類似する性質を有するから、国民健康保険の保険料については、憲法 84 条の規定が直接に適用される。

〔参照条文〕 日本国憲法

第 84 条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

問題 19

国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院が検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

問題 20

最高裁判所の判例によれば、憲法上の地方公共団体と断言するためには、事実上住民が経済的文化的に密接な共同生活を営み、共同体意識をもっているという、社会的基盤の存在を必要とするが、現実の行政のうえにおいて、相当程度の自主立法権、自主行政権、自主財政権等地方自治の基本的権能を付与された地域団体であることまでは必要としない。

問題 21～30 [配点：各 3 点]

以下の問題について、選択肢 1～5 から解答しなさい。

問題 21

外国人の人権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 旧日本軍の軍人軍属の戦死傷者およびその遺族に対する恩給の支給を日本国籍保有者に限定し、同じ旧日本軍の軍人軍属として戦死傷者となった台湾住民に対してこれを支給しないのは、国籍による不当な差別にあたる。
2. 外国人には日本国に入国する自由は保障されていないが、外国人にも日本国内における居住・移転の自由は認められているため、在留外国人には引き続き日本国に在留する権利が保障されている。
3. 日本国の政治的意思決定またはその実施に影響を及ぼす活動等外国人の地位にかんがみこれを認めることが相当でないとは解されるものを除き、日本国に在留する外国人に対しても、政治活動の自由の保障が及ぶ。
4. 日本国に在留する外国人は、憲法 15 条 1 項が定める「国民」ではないが、憲法 93 条 2 項の「住民」には含まれるため、一定の在留外国人に地方公共団体の長・議会の議員の選挙権を法律で付与することは、憲法上禁止されてはいない。
5. 地方公務員は、公権力の行使にあたる行為を行い、もしくは、普通地方公共団体の重要な施策に関する決定を行い、またはこれらに参画することを職務としているものであるため、日本国に在留する外国人が地方公務員に就くことはできない。

問題 22

法の下の平等に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 尊属殺人に関して普通殺人と比べて刑を加重する規定を設けることは、身分制道徳の見地に立ち、旧家族制度的倫理観に立脚するものであって、個人の尊厳と人格価値の平等を基本的な立脚点とする民主主義の理念と抵触するため、憲法 14 条 1 項に違反する。
- イ. 国籍法旧 3 条 1 項は、父親による認知に加えて、父母の婚姻による準正を届出による日本国籍取得の要件とするものであったが、この規定が設けられた当時の社会通念や社会的状況の下においては、これらを国籍取得の要件としたことには立法目的との間に一定の合理的関連性があった。
- ウ. 嫡出性の有無によって法定相続分を差別する規定の合理性を検討するにあたっては、遺産相続では被相続人の意思が優先され、法定相続分の規定は遺言による相続分の指定等がない場合などにおいて補充的に機能するにとどまるという点が、重要な考慮要素となりうる。
- エ. 夫婦同氏を定める民法 750 条のもと、夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めているとしても、この規定は、夫婦が夫または妻の氏を称するものとするにとどまり、いずれの氏を称するかは夫婦となろうとする者の間の協議にゆだねているにすぎないため、これは性別に基づく法的な差別的取扱いを定めるものではない。
- オ. 給与所得者と事業所得者の間で所得控除に関して異なる取扱いがなされたとしても、租税法の定立については、立法府の裁量的判断を尊重せざるをえないため、裁判所は、立法目的が正当であり、具体的に採用された区別の態様が立法目的との関連で著しく不合理であることが明らかでない限り、その合理性を否定できない。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

問題 23

信教の自由と政教分離に関する以下の学生の発言のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

教授：今日は、那覇孔子廟事件判決（最大判令和 3・2・24 民集 75・2・29）について考えてみましょう。この判決を理解するためには、政教分離の規定やそれに関する判例を知っておく必要があります。そこで、最初に、政教分離について皆さんがどれくらい勉強しているかを確認しておきたいと思います。

日本国憲法は信教の自由の規定と政教分離規定を置いています。これはなぜでしょうか。

学生 A：明治憲法は信教の自由の規定を置いていませんでしたが、その下で神道に対する信仰が要請されたり、あるいは一部の宗教団体に対してきびしい迫害が加えられたりするなどの弊害があったため、日本国憲法は、信教の自由を保障するとともに政教分離の規定を設けることになりました。

教授：津地鎮祭事件判決（最大判昭和 52・7・13 民集 31・4・533）は、政教分離規定の法的性格をどのように捉えていますか。

学生 B：津地鎮祭事件判決は、政治と宗教とが信教の自由の保障の確保という観点から相当とされる限度を超えて結びつく個人への信教の自由への圧迫となるので、政教分離は信教の自由を確立するための必須の前提であり、政教分離規定は信教の自由の保障に含まれる人権規定であると解しています。

教授：津地鎮祭事件判決によれば、「国家は實際上宗教とある程度のかかわり合いをもたざるをえないことを前提としたうえで、そのかかわり合いが、信教の自由の保障の確保という制度の根本目的との関係で、いかなる場合にいかなる限度で許されないこととなるかが、問題とならざるをえない」こととなります。したがって、国家と宗教とのかかわり合いがすべて政教分離規定に違反するというわけではありません。津地鎮祭事件では、津市が市の体育館の建設現場で神式による起工式（地鎮祭）を行ったことは、憲法 20 条 3 項の禁止する「宗教的活動」にあたるかが問題となりました。この判決では目的効果基準が採用されたと理解されていますが、この目的効果基準に照らすと、どのような行為が憲法 20 条 3 項の禁止する「宗教的活動」にあたりますか。

学生 C：当該行為の目的が宗教的意義をもつか否かという要件と、その行為の効果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉等になるかどうかという要件をそれぞれ検討し、いずれかの要件に該当すれば憲法 20 条 3 項の禁止する「宗教的活動」にあたるとしました。

教授：津地鎮祭事件では市が神式による起工式（地鎮祭）を行ったことは政教分離に違反しないと判断しましたが、最高裁は、愛媛県知事が靖国神社等に玉串料等を奉納したことが問題となった愛媛玉串料事件判決（最大判平成 9・4・2 民集 51・4・1673）や砂川市が連合町内会に対し市有地を無償で神社施設の敷地としての

利用に供していることが問題となった空知太神社事件（最大判平成 22・1・20 民集 64・1・1）では違憲判断を示していますね。政教分離に違反するか否かの判断の仕方はいずれも津地鎮祭事件と同じですか。

学生 D：愛媛玉串料事件では、県知事が靖国神社等に玉串料等を奉納したことは、その目的が宗教的意義をもつことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認めるべきであるとしているので、目的効果基準を用いていると思います。

学生 E：空知太神社事件では、市が市有地を神社施設の維持のために無償で使用させている行為は、その目的が宗教的意義をもつことを免れず、その効果が特定の宗教に対する援助、助長、促進になると認めるべきであるとしているので、目的効果基準を用いていると思います。

教授：では、みなさんの答えが正しかったかを確認してから、那覇孔子廟事件判決を分析することにしましょう。

1. 学生 A
2. 学生 B
3. 学生 C
4. 学生 D
5. 学生 E

問題 24

表現の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 芸術的・思想的価値のある文書でもわいせつな文書に該当すればその頒布等は刑法 175 条の処罰の対象となるが、その文書の個々の章句の部分が「わいせつな文書」に該当するか否かを判断するときは、問題となっている章句の部分を取り出し、全体から切り離して、その部分だけについてわいせつ性の有無を判断することになる。
- イ. 民法には不法行為に関する規定の中に刑法 230 条の 2 に相当する免責規定が存在しないので、民事上の不法行為の場合、事実を摘示して名誉を毀損した行為が公共の利害に関する事実に係りもつばら公益を図る目的に出た場合で、摘示された事実が真実であることが証明されたときであっても不法行為は成立する。
- ウ. 筆記行為の自由は、さまざまな意見、知識、情報に接し、これを摂取することを補助するものとしてなされる限り憲法 21 条 1 項の規定の精神に照らして尊重されるべきであるが、同項の規定によって直接保障されている表現の自由そのものとは異なるので、その制限または禁止には、表現の自由に制約を加える場合に一般に必要とされる厳格な基準が要求されるものではない。
- エ. 司法警察職員がテレビ局の放送済みの取材ビデオテープを差し押さえる場合、事案の全容を解明して犯罪の成否を判断するうえで重要な証拠価値をもつ場合には、取材結果を証拠として押収されることによって報道機関の報道の自由が妨げられる程度および将来の取材の自由が受ける影響その他諸般の事情によっては、テレビ局が差押えによる不利益を受忍すべき場合もある。
- オ. 広告は商業活動の性格を有するので、表現の自由ではなく、営業の自由によって保障されるが、営業の自由といえども絶対無制限のものではなく、その濫用は許されず、また公共の福祉のため制限を受けるので、広告がその内容において虚偽、誇大にわたる場合または形式、方法において公共の福祉に反する場合は禁止、制限を受ける。

[参照条文]

○刑法

(名誉毀損)

第 230 条 公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 死者の名誉を毀損した者は、虚偽の事実を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

(公共の利害に関する場合の特例)

第 230 条の 2 前条第 1 項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実で

あることの証明があったときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす。

3 前条第 1 項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

○民法

(不法行為による損害賠償)

第 709 条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

(財産以外の損害の賠償)

第 710 条 他人の身体、自由若しくは名誉を侵害した場合又は他人の財産権を侵害した場合のいずれであるかを問わず、前条の規定により損害賠償の責任を負う者は、財産以外の損害に対しても、その賠償をしなければならない。

1. アウ 2. アオ 3. イエ 4. イオ 5. ウエ

問題 25

経済的自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 憲法は、国の責務として積極的な社会経済政策の実施を予定しているところ、個人の精神的自由に関する場合とは異なり、個人の経済活動の自由に関する限り、社会経済政策の実施の一手段として一定の合理的な規制措置を講ずることを憲法は予定するとともに許容する。
- イ. 許可制は、狭義における職業選択の自由そのものに制約を課するものであり、それが社会政策ないしは経済政策上の積極的な目的のための措置である場合、許可制に比べて職業の自由に対するよりゆるやかな制限である職業活動の内容および態様に対する規制によっては目的を十分に達成することができないと認められることを要する。
- ウ. 租税法の定立については立法府の政策的、技術的な判断が尊重されるため、租税の適正かつ確実な賦課徴収を図るという国家の財政目的のための職業の許可制による規制については、その必要性和合理性についての立法府の判断が政策的、技術的な裁量の範囲を逸脱して著しく不合理であることが明白である場合に限り違憲となる。
- エ. 憲法は、私有財産制度を保障しているのみでなく、社会的経済的活動の基礎をなす国民の個々の財産権を基本的人権として保障するとともに、社会全体の利益を考慮して財産権に対し制約を加える必要性が増大するに至ったため、立法府が公共の福祉に適合する限りにおいて財産権に規制を加えることを許容する。
- オ. 財産上の犠牲が単に一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課したものである場合、その損失を補償すべき法令上の規定が存在せずとも、その損失を具体的に主張立証して、憲法 29 条 3 項を根拠として直接に補償を請求する余地が認められる。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

問題 26

人身の自由に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 憲法 31 条の保障は、直接には刑事手続に関するものであるが、行政手続が同条による保障の枠外にあると判断することは相当ではなく、行政処分の手続に事前の告知、弁解、防御の機会を与えない限り違憲となる。
- イ. 憲法 31 条などを踏まえると、第三者の所有物の没収は被告人に対する附加刑として言い渡されるとともにその刑事処分の効果が第三者に及ぶものであるから、所有物を没収せられる第三者に告知、弁解、防御の機会を与えることが必要である。
- ウ. 憲法 35 条は「住居、書類及び所持品」について侵入、捜索および押収されることのない権利を規定しているにすぎないため、車両に利用者らの承諾なく秘かに GPS 端末を取り付けて位置情報を検索し把握する刑事手続上の捜査は同条の保障の枠外にある。
- エ. 何人も自己の刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないという憲法 38 条 1 項の保障は、純然たる刑事手続だけでなく、実質上、刑事責任追及のための資料の取得収集に直接結びつく作用を一般的に有する手続にひとしく及ぶ。
- オ. 交通事故を起こした自動車運転者等の報告義務について、報告の対象は交通事故の態様に関する事項を指すものであると解されるところ、刑事責任を問われるおそれのある事故の原因その他の事項は報告の対象に含まれないため、憲法 38 条 1 項が禁じる自己に不利益な供述の強要にあたらぬ。

1. アウ 2. アエ 3. イウ 4. イオ 5. エオ

問題 27

国務請求権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 性質上純然たる訴訟事件について、当事者の意思にかかわらず終局的に、事実を確定し権利義務の存否を確定する裁判が、憲法の定める例外にあたる場合を除き、公開の法廷における対審および判決によってなされなければ、憲法 82 条に違反し、同 32 条の趣旨に反する。
- イ. 夫婦間の協力扶助に関する事件は、倫理的要素を多分に含むものであり、非公開で審理を進め決定の一種である審判の形式で判断すべきものであるから、公開の法廷における対審および判決によらずに夫婦同居義務自体の存否を裁判所が終局的に確定しても、憲法 82 条、32 条に違反しない。
- ウ. 民事上の秩序罰としての過料を科す作用は、国家の後見的民事監督の作用であり、一種の行政処分としての性質を実質的に有し、刑事制裁を科す作用とは異なるものであるから、公開の法廷における対審および判決によらずに裁判所が過料を科しても、憲法 82 条、32 条に違反しない。
- エ. 憲法 17 条は、国または公共団体が公務員の行為による不法行為責任を負うことを原則としたうえで、国等が損害賠償責任を負うことになる要件の具体化を立法府の政策判断にゆだねたものであって、立法府に無制限の裁量権を付与するような法律に対する白紙委任を認めていない。
- オ. 書留郵便物のうちの特別送達郵便物について、大量の郵便物を安価かつ公平に処理するという郵便事業の特質をふまえ、郵便業務従事者の軽過失による不法行為に基づき損害が生じた場合に、国家賠償法に基づく国の損害賠償責任を免除または制限しても、憲法 17 条に違反しない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

〔参照条文〕 日本国憲法

第 17 条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

第 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 82 条 裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。

- ② 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第 3 章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

問題 28

参政権に関する以下の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 憲法は、公務員の選挙について成年者による普通選挙を保障するものの、具体的な選挙成年年齢については定めていない。
- イ. 最高裁判所の判例によれば、選挙権のない者または違法な代理投票をした者の投票について、その投票が誰に対しなされたかは、議員の当選の効力を定める手続において、取り調べてはならない。
- ウ. 憲法は、公務員の選定罷免権については国民固有の権利であることを明文で規定しているものの、公職選挙における立候補の自由については明文で規定していない。
- エ. 憲法は、国会議員の国民による直接選挙についてのみならず、地方公共団体の長や議会議員の当該地方公共団体の住民による直接選挙についても明文で規定する。
- オ. 地方自治法上に定める地方公共団体の長や議会議員の解職請求による住民投票は、地方自治特別法に関して定める憲法 95 条の「地方公共団体の住民の投票」という文言を直接の根拠として制度化されている。

1. アイ 2. アウ 3. イエ 4. ウオ 5. エオ

問題 29

憲法が規定する国会または議院の権能に関する以下の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 国会の各議院は、憲法の改正を發議し提案する権能を有する。
- イ. 国会の各議院は、その所属する国会議員に懲罰を加える権能を有する。
- ウ. 国会は、国政調査を行い、関連する証人の出頭や証言等を要求する権能を有する。
- エ. 国会は、内閣による条約の締結を承認する権能を有する。
- オ. 国会は、その臨時会召集を決定する権能を有する。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

問題 30

司法権および違憲審査権に関する以下の記述のうち、最高裁判所の判例に照らして、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア. 地方自治法で定められている住民訴訟は、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争には該当しないため、住民訴訟において裁判所が違憲審査権を行使することは、具体的な事件を離れて抽象的に違憲審査権を行使することとなり、憲法上許されない。
- イ. 立法の手續における瑕疵を裁判所が審査することは、立法の内容の違憲性を裁判所が審査する場合よりも、国会や議院の判断への介入の程度が低いため、裁判所は、両院において議決を経たものとされ適法な手續によって公布された法律について、当該法律制定の議事手續に関する事実を審理してその有効無効を判断することができる。
- ウ. 現行の制度の下において、司法権の発動のためには具体的な争訟事件の提起が必要であり、違憲審査権も司法権の範囲内で行使されるため、裁判所が具体的事件を離れて抽象的に法律命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上および法令上何らの根拠も存しない。
- エ. 内閣による衆議院の解散は、極めて政治性の高い国家統治の基本に関する行為であるため、その行為が違憲か否かの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には原則としてなじまず、一見極めて明白に違憲無効であると認められない限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものである。
- オ. 国会議員の立法過程における行動についての評価は、原則として国民の政治的判断にゆだねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為または立法不作為が直ちに国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではない。

1. アウ 2. アエ 3. イエ 4. イオ 5. ウオ

【参加学生への告知事項】（受験要綱から再掲）

○試験の答案は第三者機関が採点処理します。なお、管理委員会および第三者機関は、試験結果分析のため、受験番号に対応した属性情報（所属法科大学院、年次、未修・既修の別、入学年）を把握しますが、受験者の個人識別情報（学籍番号、氏名等）は把握しません。

○試験結果の分析のため、所属する大学の学業成績や司法試験の結果は、各受験者に割り当てられた「共通到達度確認試験の受験番号」と紐づける形で、大学から提供を受けます。そのため、各大学は、受験者ごとの受験番号、対象者カテゴリ、および学業成績を8年間保存し、大学が把握する司法試験の受験結果とあわせて管理委員会に提供を行います。

○試験結果分析において、受験者が不利益を被ることはありません。

○全体の採点・分析結果および各大学の採点・分析結果は、各法科大学院に提供され、必要に応じて個々の参加学生に提供されます。その提供方法は、各法科大学院で異なります。